

## 1. 主たる事業活動報告

2022 年 5 月 22 日開催の 2022 年度定期総会に於ける第 2 号議案として承認可決された「2022 年度(第 14 期) 事業計画及び会計予算」に係る事業の実施実績について、2022 年度末で総括した結果は概ね以下の通りです。

### 1. 1 事業計画に係る達成度評価

2022 年度の実施事業項目として掲げた下記の 6 事業の内、(1) (3) (4) (5) の事業については、下表に示す通り、概ね計画を達成するか一部達成出来ましたが、(2) (6) の事業については、全く手付かずの結果に終わりました。

- (1) 成年後見制度の普及啓発及び講座開催等に関する事業
- (2) 生活見守り、権利擁護及び成年後見等に関する相談援助に関する事業
- (3) 福祉サービス利用援助事業
- (4) 任意後見契約に関する事業
- (5) 法定後見受任に関する事業
- (6) 認知症高齢者及び障がい者に係る生活見守り、権利擁護、成年後見制度及び地域福祉に関する調査研究等の事業

定款の事業	事業内容	実施	実施場所	従事者の人数	受益対象者の人数	支出額(千円)
1. 成年後見制度の普及啓発及び講座開催等に関する事業	普及啓発活動と相談対応	活動会員募集・相談室開設案内のポスター掲示	神戸市みんなの掲示板(5ヵ所)	5 人	—	9
2. 生活見守り、権利擁護及び成年後見等に関する相談援助に関する事業	新長田相談室の開設及び訪問相談等	—	—	—	—	0
3. 福祉サービス利用援助事業	安心見守り契約による	1 回/月訪問	長田区 垂水区	3 人	2 人	240
4. 任意後見契約に関する事業	任意後見契約による	電話での安否確認等	大阪市	2 人	1 人	216
5. 法定後見受任に関する事業	3 月末受任数 後見： 5 人（北区 2 人、長田区、兵庫区、三田市） 保佐： 1 人（北区） 補助： 5 人（長田区、須磨区 2 人、北区、加古川市）					4, 629
6. 認知症高齢者及び障がい者に係る生活見守り、権利擁護、成年後見制度及び地域福祉に関する調査研究等の事業	—		—	—	—	0

## 1. 2 概ね計画を達成出来た（3）（4）（5）の事業に係る現状認識と評価

### ア. 事業の受益対象者（被支援者）の人数と年齢構成

2022年度末に於ける被支援者数と年齢構成は下記の通りです。

- ・男性被支援者の数：5名、年齢構成：59歳～87歳（平均75.2歳）
- ・女性被支援者の数：9名、年齢構成：75歳～99歳（平均88.4歳）
- ・合計被支援者の数：14名、年齢構成：59歳～99歳（平均83.7歳）

### イ. 事業に従事した当法人の活動会員（支援者）の人数と年齢構成

2022年度末に於ける活動会員数と年齢構成は下記の通りです。

- ・男性活動会員の数：10名、年齢構成：66歳～81歳（平均73.5歳）
- ・女性活動会員の数：5名、年齢構成：60歳～80歳（平均70.4歳）
- ・合計活動会員の数：15名、年齢構成：60歳～81歳（平均72.5歳）

### ウ. 過去5年間に於ける当該事業に係る人員と収益・財務基盤等の推移

年度 (FY)	被支援者数 (人)	事業収入 (千円)	活動会員数 (人)	会員経費・謝金等 (千円)	正味財産（対前年度） (千円)
・2018	26	3,561	23	1,917	1,907（+568）
・2019	21	5,258	20	2,246	2,187（+280）
・2020	18	3,129	16	2,528	2,120（－67）
・2021	16	4,068	14	2,379	2,545（+425）
・2022	14	5,085	15	2,597	3,374（+829）

エ. 上記のア～ウに示す現状認識の下で、2022年度に実施した事業を評価すると、概ね以下の通りとなります。

- a. 被支援者14名の内、11名が法定後見制度による被後見人等（後見・保佐・補助）で、この11名と期中に逝去された2名に対する家裁審判報酬の合計額が4,469千円と、総事業収入の88%を占めています。

即ち、当法人が引続き健全な財政基盤を維持して行く為には、今後とも適正な規模で、法定後見制度による後見人等の受任を確保して行くことが肝要であることは明らかなです。

- b. 一方、過去5年間の推移を見ると、被支援者数／活動会員数の比率は1.1前後で推移していますが、一部の身上保護（監護）支援員や事務局員に過度なワークロードが集中することを避けつつ、新たな後見人等の受任を増やして行く為には、それに見合った新たな活動会員の確保を図る必要があることも明らかなです。

今後、新型コロナウイルス禍の状況改善に伴い、過去3年間に互って禁止されて来た被支援者との対面での面会・面談が再開されて行くであろうことを考慮すると、特に身上保護（監護）を担う支援員の確保が急務であると考えられます。

1. 3 一部または全ての計画を達成出来なかった（１）と（２）（６）の事業に係る状況認識と今後の対応方針

ここ数年の間、下記（１）（２）（６）の事業の一部または全てについて手付かずの状態が続いていることの原因を究明することで、今後の対応方針を見出すことにしたいと考えます。

（１） 成年後見制度の普及啓発及び講座開催等に関する事業

（２） 生活見守り、権利擁護及び成年後見等に関する相談援助に関する事業

（６） 認知症高齢者及び障がい者に係る生活見守り、権利擁護、成年後見制度及び地域福祉に関する調査研究等の事業

ア. 先ず相互に関連が深い（１）と（２）については、限られた活動会員数と活動可能時間の下で、（３）（４）（５）の事業に加えて、ここ数年の間、「過去の負の遺産に係る清算的作業」をこなすのが精一杯であったことが、（１）（２）の事業に手が回らなかった第一の原因に挙げられます。

一方で、新たな活動会員を確保する為には、（１）の事業を積極的進める必要があることが明らかで、2021年度迄で「過去の負の遺産に係る清算的作業」が一段落したことを契機に（１）の事業推進を2022年度の重点課題として取り組むことを計画していたのに対し、新たに別件の「過去の負の遺産に係る清算的作業」が発生したことが第二の原因に挙げられます。

これは、2021年度(第13期)事業報告書の中で言及した「YS氏代理人からの通知書」並びに「YT氏代理人からの通知書」に対する当会の対応方針として、何れも理不尽な言い掛りであるため無視することを理事会にて承認可決した結果に対し、それぞれの代理人弁護士から「損害賠償請求調停申立事件」として神戸簡易裁判所に調停申立が行なわれたことに起因するもので、裁判にて徹底的に争うべしとの強硬意見も出る中、市民後見人としての本来の事業責任を全うすることを優先するために、裁判で無益な労力と時間を費やすことを避け、調停に応じることを理事会で決議し、当会側でも代理人弁護士を立てて2022年度中で計5回の調停に対応して来ましたが、2022年度中には調停は成立しませんでした。

2023年の期中に於いて調停が成立した場合は、その時点から改めて（１）（２）の事業推進を重点課題として取り組むことにしたいと考えています。

尚、（１）の事業の一環として活動会員募集と相談室開設案内に係る2種類のポスターを神戸市「みんなの掲示板」に掲示する作業を毎月2回実施していますが、今のところ、このポスターを見て当会にコンタクトして来た方はおられません。

一方で、2022年度には当会のWeb掲示板等を見て当会にコンタクトして来た方が3名おられ、この内の男性1名が正会員になられ、他の2名（男女各1）は2023年度中に現職に係る今後の方向性が明確になった時点で正会員になられるか否かを決められることになっています。

イ. 次の（６）については、当法人の定款・第5条に定められた（１）～（６）の事業の内唯一、記載内容が総花的で具体性を欠いていることが主要因ではないかと考えられます。

2022年度に於いては、より具体的なテーマ、例えば厚生労働省が「成年後見制度利用促進」に係る第二期計画<2022(R4)年度～2026(R8)年度>での対応策として挙げている4テーマの内の1つ「地域連携ネットワークづくりの推進」を対象として取組むのも良い対案ではないかと考えていましたが、本件に関連して、NPO法人との連携に後ろ向きな地方都市の行政に対す

る取り組み方針に係る考え方が同じで、今後タッグを組みながらの事業推進を考えていた全国市民後見推進協議会の副会長で市民後見センターきょうとの理事長が事情により全国市民後見推進協議会を退会されたため、当会としての活動も一時休止状態となっています。

## 2. 事業活動報告の補足事項

### 2. 1 会議体と開催実績

ア. 理事会（原則として毎月開催／議事抄録は当法人の掲示板に掲載）

- 4/18 総会議案書（未完成）審議<継続審議>
- 5/11 総会議案書審議<承認>、旅費経費処理規程（一部改正）<継続審議>
- 5/22 理事長選任審議<承認>、総会承認議案執行審議<承認>
- 6/13 旅費経費処理規程（一部改正）審議<承認>、回収困難な立替金処理審議<承認>
- 7/13 神戸簡易裁判所からの調停期日呼出状対応審議<継続審議>
- 8/8 損害賠償請求調停申立事件の代理人委任と和解金限度額審議<承認>
- 9/5 報告事項のみ
- 10/5 報告事項のみ
- 11/7 報告事項のみ
- 12/5 損害賠償請求調停申立事件の調停交渉材料審議<承認>
- 1/13 報告事項のみ
- 3/10 損害賠償請求調停申立事件の和解金額と支払方法審議<承認>  
KH氏の安心見守り契約料取扱い審議<継続審議>

イ. 支援部会議（原則として毎月開催）

要支援者の相談、被支援者の支援方法・支援課題の検討と情報共有等

4/13, 5/11, 6/13, 7/13, 8/8, 9/5, 10/5, 11/7, 12/5, 1/13, 2/10, 3/27

ウ. 監事会（原則として毎月開催）

4/22, 6/27, 7/25, 8/26, 11/25, 12/21, 1/25, 3/27

エ. 受任意志決定審査会（必要に応じ開催／2022年度は9/5に1回開催）

オ. 規格検討委員会（必要に応じ開催／2022年度は開催実績無し）

### 2. 2 広報・情報発信

- ・当法人のWeb 掲示板 <http://blog.canpan.info/kouken-hyougo/>に活動状況を掲載
- ・神戸市民活動応援ネット つなごう神戸：ボランティア募集情報
- ・神戸市「みんなの掲示板」に当法人情報の毎月更新掲示 ※掲示板：市内主要駅前に設置
- ・内閣府NPO法人情報ポータルへ当法人貸借対照表公示（改正NPO法 貸借対照表公告の手続）  
<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/detail/028002522>
- ・当会活動紹介のメールマガジン（市民後見ひょうごメルマガ）発行
- ・当会の活動紹介・会員募集のリーフレット 配布
- ・非営利組織評価センターの「グッドガバナンス認証」を取得

<https://jcne.or.jp/org/n2016e001/>